

## 契約違反と瑕疵治癒費用

ラックスレイ電工社事件貴族院判決を主題に

安藤 誠二

- 1) はじめに
- 2) シーレイス海運事件：価値の差異か？瑕疵治癒費用か？
- 3) ラックスレイ電工社事件控訴院判決：瑕疵治癒費用の是認
- 4) チャンネル・アイランド・フェリー事件：フィリップス判事の苦衷
- 5) 先例の検討：治癒行為の合理性と行為者の意図
- 6) 指導的判例となった大法官部判決二件：オリヴァー卿の事績 II
- 7) ラックスレイ電工社事件貴族院判決：慰謝料の是非
- 8) ブリュッセル銀行事件：損害額算定の基準時
- 9) おわりに

### 1) はじめに

契約の違反があると、被違約者(the innocent party)は損害賠償金(damages)、特定救済(specific relief)または不当利得返還(restitution)の請求ができる。判例に現れる救済事例の多くは、損害賠償金に関するもので、他の二者は例外的と言って良い。

損害賠償金の請求では、被違約者の受けた実損失が基礎となるが、損害賠償額の算定基準(the measure of damages)<sup>1</sup>には一般に二種類あると言われ<sup>2</sup>、何れの基準によっても目的は、契約が履行されていたならば置かれていたであろう同一の金銭的地位を、事情の許す限り正確に、被違約者に補償するところにある<sup>3</sup>。損害賠償額の算定基準の第一は価値の差異(the difference in value)であり、その第二は瑕疵の治癒費用(the cost of cure)<sup>4</sup>である。

動産の購入を例に採ると、納入された品が契約に定めた規格や仕様に適合しなければ、多くの場合に損失を償う最も安直な方法は、納入を受けた規格外品を他に売渡し、契約に定める規格等に合致した代替品を市場から買入れることである。「価値の差異」方式はこの仮想売買の経済的結果を反映するように損害賠償金の額を定める。従ってこの規則が適用できるのは、原則として、市場性のある物品の売買契約等に限られる。ここで仮想売買と呼ぶのは、買主がこのような売買を実際に行うわけではなく、規格外品を売り規格品を買うとすれば被るであろう価格差の損失を売主に賠償金として請求するためである。

これとは対照的に、契約の目的である財産が特徴のある品質であって他に代替品を求めることが不可能なとき、または被違約者が損害軽減のため市場を利用することが期待できない事情のあるときは、「価値の差異」方式は不适当となる。例えば、不動産の例であるが、既存工場内に設備する新型機械の設計、製造と設置を請負った被告の使用人の過失により、工場が全焼した事件<sup>5</sup>では、工場建替えに実際に要した費用(the actual cost of replacement)が、新旧工場の価値の差異(the difference in value)にも拘わらず、損害賠償金の額であるとされた。

これが瑕疵の治癒費用と呼ばれるものである。

このような「価値の差異」と「瑕疵の治癒費用」の法理は、契約の目的が動産であるか不動産で

あるかによって変ることなく、また契約違反に限らず不法行為による損害にも同様に現れる。この瑕疵治癒費用を基礎とする救済の要件を巡っては既に多くの判例の蓄積がある<sup>6</sup>ため、既に十分確立したかに見えた損害賠償法(the law of damages)に意外にも盲点のあることが最近の判例で露呈されることとなった。

土地所有者が自己の土地に建造物の設置を発注したところ、工事が完了してみると建造物の実用的目的は完全に満足しているものの、比較的重要でない点に於いて契約書に定める仕様から外れていた。設置された建造物と仕様に定める建造物には商業的価値の差異は皆無であった。ところが発注主は、完成した建造物は契約書にわざわざ明記した個人的嗜好に合わないと言う。したがって快適さ、便宜、審美的満足等で損失を被っていると主張する。しかし建造物の欠陥を修復する手段としては建造物を解体して一から出直すよりない。その費用は得られる便益に比べて法外に大きいため、理性ある土地所有者ならばそのような高額な出費は思いもよらぬことであろう。

このような事情の下で所有者が被った損失の評価基準(the measure of loss)は如何なるものであろうか？

---

<sup>1</sup> 少数派ではあるが、損害の評価基準(the measure of damage)、損失の評価基準(the measure of loss)の用語を好む向きがある。本件判決では、マスティル卿(Lord Mustill)が前者、ブリッジ卿(Lord Bridge of Harwich)が後者を用いているが、意義は同一と思われる。また後述ニューヨーク最高裁判決のように支給金額の算定基準(the measure of allowance)の語が用いられることもある。

<sup>2</sup> 第三の種類に、違約者の負担した費用の差(the difference in cost)を挙げるものもある。：Hudson's Building and Engineering Contracts, 8th ed. (1959), 319.：6章「先例の検討」参照。

<sup>3</sup> 本稿では実損失を期待利益の喪失(expectation loss)に限る。

<sup>4</sup> その他事案の事実関係次第で、「矯正費用」“cost of rectification”、「回復費用」又は「復元費用」“cost of reinstatement”、「置換費用”“cost of replacement”、「完成費用”“cost of completion”、「供給費用”“cost of supply”、「再建設費用”“cost of reconstruction”、「設置費用”“cost of erection”、「欠陥補修費用”“cost of remedying the defects”「欠陥補正費用”“cost of making good the defects”、「工事費用”“cost of doing the work”、「修繕費用”“cost of repair”、「修繕施工費用”“cost of doing the repairs”等の語を用いる。

<sup>5</sup> Harbutt's "Plasticine" Ltd. v. Wayne Tank and Pump Co. Ltd. [1970] 1 Q.B. 447, 467-468.：但し本判決は、主要な争点となった免責約款(exemption clause)の有効性に関する根元的違反の準則(the doctrine of fundamental breach)について、先例スイス・アトランティック事件(Suisse Atlantique Société D'Armement Maritime S.A. v. N.V. Rotterdamsche Kolen Centrale [1967] 1 A.C. 361)の判旨を誤って理解したものと、フォウトウ・プロダクション事件(Photo Production Ltd. v. Securicor Transport Ltd. [1980] A.C. 827)で覆された。

<sup>6</sup> 制定法には、1979年動産売買法(Sale of Goods Act 1979)と1927年不動産貸借法(Landlord and Tenant Act 1927)がある。前者については後出2章本文と文末脚注3、5参照。後者の12条は、借主の修繕義務違反に関する損害賠償額を価値の差異によるものとしている。

## 2) シーレイス海運事件：価値の差異か？瑕疵治癒費用か？

先ず問題の所在を明らかにするため、導入事例として海事判決先例から始める。

中古船舶の売買で、契約書には予備プロペラ付きの引渡しと明記されていたのにも拘わらず、船

舶と共に予備プロペラの引渡しが無かったため、買船主が売船主の契約違反を理由に、予備プロペラの価格、輸送費及び設置費用の支払いを求めたことから本事件は始まる。仲裁判断が高等法院で否定された<sup>1</sup>後、控訴院では逆に仲裁判断が支持された<sup>2</sup>本訴訟の法律問題は「妥当な損害賠償額算定基準は何か？」であった。

本船の船齢は3年、売船契約書式は遍く用いられるノルウェー売船書式(Norwegian Sale Form)であった。同書式7条には、「売主は、本船を、船上及び陸上に在る本船に属する全ての物品と共に、引渡すものとする。・・・ 検査の時本船に属した全ての機器類は予備プロペラを含めて、使用品または未使用品あるいは船上搭載の有無を問わず、また発注品も含めて、買主の所有物となる。・・・」と規定されていた。

しかしながら本船には予備プロペラが搭載されていないことが明らかとなったため、当事者間で争いとなり仲裁判断を求めることとなった。買主は契約書7条違反、付随的保証違反(breach of a collateral warranty)、または過失ある不実表示(negligent misrepresentation)を理由に、予備プロペラの価格15万ドルと輸送設置費用5万ドルとを合わせて、20万ドルの支払いを売主に求めた。

1979年動産売買法53条(Section 53 of the Sale of Goods Act 1979)<sup>3</sup>に定める損害賠償額算定の基準を適用すれば、予備プロペラ付きの船舶と予備プロペラ無しの船舶の価格差を損害金と一応推定(prima facie)することとなり、それは船舶をスクラップする時に初めて現実化する予備プロペラのスクラップ価格に過ぎないと仲裁人は判断し、その価格を1千100ドルと算定した。

これに対し、買主は53条は一応の推定に過ぎないため、瑕疵治癒費用に当たる紛失したプロペラの代替品設置費用の賠償を主張した。他に同船型、類似船齢の船がありその予備プロペラが不要であるか、またはスクラップ市場で同等品質の中古プロペラが入手できるのであれば良いが通常は先ず期待薄であろう。となると仮令高価であっても新しいプロペラを製造せねばならず、買主の要求する損害賠償金はプロペラの新規製造費用の額となる。

ところが仲裁人によれば、一応の推定を破るためには、予備プロペラを購入することが「理に適い」(reasonable)、且つ購入する「真正な意図」(genuine intention)のあることを、買主は証明しなければならない。先ず「真正な意図」については、船舶引渡しから仲裁審訊の時までに、本船の改造修繕期間も含めて、相当長い期間が経過したのにも拘わらず、買主が予備プロペラ設置の手段を何等講じていないことから、認容しがたい。次いで合理性について、予備プロペラが新造船については既に非装備が一般化している現実に加え、これを必要とする機会が先ずありそうにもない(remote)ため船齢14年の船舶に斯かる高価な予備品を備えることは非経済的であり実際的ではない。このように売主には二重の論拠(a belt and brace case)<sup>4</sup>があり、買主はスクラップ価格の1千100ドルのみの賠償を得られるとの仲裁裁定となった。

高等法院のステイン判事(Steyn J. : 現在は控訴院のSteyn L.J.)は、本件は売買の包括的目的物の一部である特定物の引渡し不履行であるから、動産物品売買法の51条<sup>5</sup>が適用されるべきであるところ、仲裁人が53条を適用したのは誤りであるが、それはさして重要ではないと指摘した後次のように判示した。

損害金の回収について法は期待(expectation)、信頼(reliance)、原状回復 restitution)と様々な利益を認めるが、本事件で問題となるのは買主の期待利益である。契約では当然のことながら買主の期待は予備プロペラの受取りにある。船齢が14年としても、本船は即時にスクラップされるために買船されたのではなく、おそらくは数年は運用に供されることとなろう。非常時が出来たとき予備プロペラを保有している買主の利益を仲裁人は完全に無視している。仲裁人は、これを必要とする機

会が先ずありそうにもないと指摘するが、ありそうにもない(remote)と決して起こらない(never)とは同義ではない。それ故、妥当な損害金の評価は、予備プロペラを再装備する合理的費用(the reasonable cost of replacing the spare propeller)である。

更に物品の引渡し不履行の事例にあつては、適用されるべき損害賠償額の算定基準は、引渡し不履行となった物品の価値を客観的に確認することにより、買主の意図と言う主観的考慮を導入することは不必要に損害賠償法を複雑化させるのみであると、ステイン判事は売主の主張した「真正な意図」の要件概念を斥けた。

控訴院では、高等法院ステイン判事と同じく、プロペラの引渡し不履行は53条ではなく51条適用であるため、損害賠償額の算定基準は、売主の契約違反から、事理通常の成り行きに従つて(in the ordinary course of events)、直接且つ自然に発生すると見積もられる損失であるとされた。しかも予備プロペラを購入すべき市場が得られないことは当事者共通の認識であるから、51条(3)に定める一応の推定による算定基準は適用できない。それではどのようにして買主の損失は計算されるのが妥当であろうか？

ニール卿(Neill L.J.)は、非常時に予備プロペラを保有する買主の利益を仲裁人が無視したとは言いが得ず、事実問題として、本件事情の下では、本船予備プロペラの商業的価値をスクラップ価格と認定したものと判断した。同卿によれば、買主が予備プロペラの引渡し不履行の結果被った実際の損害はそのスクラップ価格であり、そのみが買主にとっての価値であつたと判示して、控訴を認容して仲裁裁定を支持することとなった。

---

<sup>1</sup> Sealace Shipping Co. Ltd. v. Oceanvoice Ltd. [1990] 1 Lloyd's Rep. 82

<sup>2</sup> Sealace Shipping Co. Ltd. v. Oceanvoice Ltd. [1991] 1 Lloyd's Rep. 120

<sup>3</sup> 1979年動産売買法53条は売主の保証条項違反(breach of warranty)について定め、その3項に、「品質保証条項違反の場合には、損失は買主に引渡された時の動産の価格と当該動産が保証条項を充たしていたならば有していたであろう価格との差額と一応推定される。」と規定する。

<sup>4</sup> 買主が証明責任を負担する「合理性」と「真正の意図」の二要件が共に充足されないことを指す。

<sup>5</sup> 1979年動産売買法51条は売主が動産引渡しを怠り、又は拒絶した時の損害賠償について定め、その3項に、「当該動産を入手できる市場が存在するときは、損害賠償額算定の一応の推定基準は、契約価格と引渡し履行期又は(履行期の定めのないときは)引渡し拒絶の時の市場価格との差額である。」と規定する。

### 3) ラックスレイ電工社事件控訴院判決<sup>1</sup>: 瑕疵治癒費用の是認

共同原告のR社とその姉妹会社L社は、被告Fの自宅の庭に、水泳プールと囲壁をそれぞれに建設する工事を受注した。プール建設契約は1987年6月に結ばれ、契約金額は3万8千6百ポンドに追加工事費用を加えたものであった。建設代金の一部は内金、残余は信用払いであった。契約書では、最深部の水深が7フィート6インチの飛び込み水域を設けることが約定されていた。他方、透明な材質を用いた囲壁の工事契約は、1987年10月に工事代金3万1千6百ポンド、代金一部信用払いの条件で、結ばれた。

工事が順調に進捗したとは言いがたい。最初に完成したプールはR社の下請会社の施工になるものであったが、コンクリート補強に欠陥があり、プール底部に横断亀裂が生じた。結局、R社が全く新しいプールを無償で作り直すことの合意が整い、1988年6月にそれは完成した。完成後もパ

イプからの漏水、底面主排水口の工事漏れ、囲壁の不具合等幾つかの欠陥が指摘されたが、そのほとんどは補修された。不在勝ちであったFは、1989年3月に至り初めて、飛び込み水域の最大水深が契約値の7フィート6インチに満たず6フィートに過ぎないことを発見した。水深の不足がR社の契約違反であることをR社も認めざるを得ない。

このような事情の下に於いて、Fが言を左右にして工事代金を支払わないため、R社とL社が未払い工事代金の完済を求めて訴えを提起したところ、Fが契約違反を理由に反訴請求を行ったのが本事件である。

第一審で裁判職を務めたダイヤモンド勅撰弁護士(Diamond Q.C.)は次のような事実を認定した。

(1) 完成したプールは飛び込みに使用しても安全である。公式の参考図書によれば、安全な最低水深は5フィートである。(2) Fは飛び込み板を設置する意図又は欲望が無く、将来に於いてもそのような意欲を持つことはないであろう。(3) プールは飛び込みに安全であるため、水深不足によるプールの価値の減少はない。(4) プール底面を切り崩して掘り下げることは不可能である。プールの水深を増す唯一の方法は、現存するプールを完全に破壊して最初から工事をし直すことであり、その費用は2万1千6百ポンドとなる。(5) Fには新しいプールを建設する意図(intention)はない。建設の意思を固めたとは言うものの、一度裁判が終わればそのような意思を持ち続けるか疑問である。(6) 水深6フィートに比較して7フィート6インチのプールを持つことに利益(advantage)があるとしても、その利益に対し費用が全く不均衡となる(wholly disproportionate)ため、新しいプールに2万1千6百ポンドを消費することは理に適わない(be unreasonable)。

このような事実認定の下、第一審裁判官は原告二社の被告Fに対する契約工事代金未払い分の支払請求を、R社については2千6百ポンド、L社については2万4千9百ポンドと、認容したが、他方に於いて、本件事情の下に於ける瑕疵治癒費用に相当する再設置費用(the cost of reinstatement)の反訴請求は法外であると判示して、被告の喪失した快適な設備(amenity)に対する補償としての通常損害金(general damages)のみ、2千500ポンドの支払いを原告に命じた。

Fからの控訴を受けて、控訴院は(多数意見により)控訴を認容して、契約違反の結果Fが被った損失は契約が履行されていればFが置かれていたであろう同一の地位にFを置くために必要な金額であり、それは本件事情の下ではプールを再設置する費用であると判示して、瑕疵治癒費用方式を是認した。

ストートン卿(Stoughton L.J.)によれば、修繕又は再設置する発注者の意図は一般的に重要ではない。発注者が勝訴判決を得た後、取得した損害賠償金を他に流用することは一向に差し支えない<sup>2</sup>。次に、再設置の合理性について考えると、それは損害の軽減に関する問題(a matter of mitigation)である。発注者の損失を補償する安価な手段が他に存在するならば、高価な救済を求めることは、損害軽減の義務に反し、不合理となる。換言すると、価値の差異が補償されさえすれば必要とする建築物又は動産を他所から購入できるのにも拘わらず、再設置費用を求償するとすれば到底理に適うとは言えない。しかしながら、発注者が必要とする契約の目的を提供する他の手段が存在しないか、または治癒費用より安価な費用で提供できないのであれば、発注者は修復費用又は再設置費用を、仮令それが如何に高額であっても、求償できることとなる。

同じく多数意見のマン卿(Mann L.J.)によれば、発注者は、自己に利益であると考えた契約の目的物が、商業的(commercial)利益であるか、審美的(aesthetic)利益であるか、あるいは単に常軌を逸した(eccentric)利益であるかを問わず、受注者から供給されないときは、第三者から又は異なる方法により、供給を受ける費用を補償されるのが原則である。但し、発注者が真正な損失を求償しているこ

と、契約外の利益を得るため単に技術的違反を捉えているのではないことが条件である<sup>3</sup>。Fは契約の目的とした自己の利益である個人的嗜好(personal preference)を取得できなかったのであるからプールの新設が理に合わない企図(unreasonable adventure)であるとは考えられない。

反対意見のディロン卿は、損害軽減の準則の中核に合理性の判断があることは事実であるが、損害賠償法に於いて合理性概念が影響を与えるのは損害軽減に限らないと言う。発注者に再設置費用の補償を受ける絶対的権利があるわけではない。価値の損失がなければ自動的に再設置費用が、如何に高額であっても、補償されるとの論拠は理解できない。再設置費用は得られる利益に比較して全く不相当であって、これを是認すれば法的に理に適わぬ結論となろうと。

このように意見は分かれたものの、控訴院はFの主張を容れ、第一審裁判官が算定した再設置費用2万1千6百ポンドが損害賠償の対象となるべき金額であると判断した。その結果、通常損害の2千5百ポンドは破棄された。

この控訴院判決の意味するところは大きく、通常4、5年に一度の改訂期が偶々1995年に到来したアティヤ教授やトゥライテル教授の契約法テキスト最新版<sup>4</sup>は、この判決に沿って書き換えられることとなった。

---

<sup>1</sup> Ruxley Electronics and Construction Ltd. v. Forsyth [1994] 1 W.L.R. 650; [1994] 3 All E.R. 801

<sup>2</sup> ディーン事件に於けるカー卿の判決文を引証。(Per Kerr L.J. in Dean v. Ainley [1987] 1 W.L.R. 1729, 1737-1738) : ディーン事件は、家屋の売主が契約に違背して、地下室が浸水しないよう中庭テラスに施すべき防水工事を怠ったため、買主から賠償を求められた事件である。価値の差異の証明が瑕疵治癒費用により為された稀な事例である。

<sup>3</sup> ラドフォード事件に於けるオリヴァー判事の判決文(後出6章本文参照)を引証。(Per Oliver J. in Radford v. De Froberville [1977] 1 W.L.R. 1262, 1270)

<sup>4</sup> P.S. Atyah "An Introduction to the Law of Contract" 5th ed. (1995) Oxford University Press, 452n.; G.H. Treitel "The Law of Contract" 9th ed. (1995) Sweet & Maxwell, 547, 852, 853, 854; G.H. Treitel "An Outline of the Law of Contract" 5th ed. (1995) Butterworths, 364.

#### 4) チャンネル・アイランド・フェリー事件：フィリップス判事の苦衷

この事件<sup>1</sup>の審理と判決は、ラックスレイ電工社事件控訴院判決の二ヶ月後に行われた。

裸備船に供されていた旅客フェリーが備船者から船主に返船されたが、返船時の船級証書に瑕疵があったため船主が損害賠償金の支払いを求め、損害賠償額の算定基準が争われた事件である。

当事者間の実質的争点は、契約の期間が満了し船主に返船される時の本船の状態に関するものである。備船期間中に補助発電機用エンジンの架構と台板(entablature)に亀裂が生じたため、備船者はメタロック(広範に使用される金属縫合材の一種で商品名)による修繕を施した。船級協会規則によると、エンジンのシリンダー・カバー、ピストン・ヘッド、シリンダー・ライナー等の亀裂にメタロック修繕を施したときは、これらの部位は温度変化と応力変化を受けるため、修繕の効果を控えめに判断すべきであって、修繕後最低二年間の運用に供された後も満足すべき状態にある時初めて本修繕と見なされることとなる。従ってその間は船級証書に指定事項の記入が為される。

ところで、裸備船契約書8条は保守と運用と題して、次のように規定する。「(a)・・・備船者は船舶、機関、汽罐を・・・妥当な業界保守慣行に従い・・・修繕良好の状態に保つ。・・・備船者は必要な修繕を相当な期間内に終えるよう迅速な処置を執る。・・・(e)備船者は、引渡しの時船上

にある全ての機器・・・を、返船時には同一物又は同等物が、通常の磨滅と消耗を除き、受取った物と同様に良好な状態で船主に返還されることを条件として、利用する。備船者は備船期間中に使用に耐えぬ程損傷又は衰耗した機器類を時宜に適うように(from time to time)交換する。備船者は、損傷、衰耗、喪失した部品又は機器類を修繕し又は新替えを行うときそれにより・・・船舶の価値を減少させてはならない。」次いで13条は返船について定める。「本船は、船級を損なわない正常の磨滅と消耗を除き、引渡された時と同一又は同程度に良好な構造、様相、状態と船級で返船される。・・・」続いて31条は、「本船は、瑕疵無く且つ延期によらぬ有効期限内である船級証書・・・と共に、返船される。」

このような事情の下に於いて、船主は、架構と台板の状態及びその状態が本船の船級に及ぼす影響は備船者の返船義務違反であると主張して、架構と台板の新替えに要する仮想費用(notional cost)を損害金として、その賠償を求めた。

争いは仲裁に付され、メタロック修繕の有効性と持続性が激しく争われた。仲裁人は、当該修繕が、(1)備船契約8条(a)に定める本船の機関を妥当な業界保守慣行に従い修繕良好の状態に保つとの、備船者の義務、および(2)8条(e)の初めに定める船上にある機器を、通常の磨滅と消耗を除き、受取ったものと同様に良好な状態で返還するとの、備船者の義務を共に十分に満たすことを認定した。更に8条(e)後段の船舶の価値が減少したか否かについて、仲裁人は適切な専門家の証言が得られない以上返船時の減価を認定することには躊躇すると述べながらも、本船の買船希望者はおそらく船級証書の瑕疵を船価引下げの交渉手段に用いるであろうとの考えを述べている。しかしながら、船級証書については、船級の維持条件として架構と台板を特に検査し、しかるべき措置を講ずることと注記されている事実（実際には備船者の執拗な要請により修繕後の運用期間が2年を経過していないのにも拘わらず、船級協会は指定事項を抹消し代わりに来歴簿にメタロック修繕の事実を注記していた）から、契約書31条の瑕疵無き船級証書と共に船舶を返船すべき備船者の義務の違反に当たると判断された。

このような事実認定を基礎として仲裁人は、船主は、恰も契約が備船者により履行されたと同一の地位に置かれるべきである、換言すれば船級維持条件の付かない証書と共に船舶の返船を受ける権利を有することから、新しい架構と台板を設置する費用8万7千5百ポンドが損害賠償金であると裁定した。

商業法廷で備船者は、来歴簿の注記が契約書31条違反であるとの仲裁審訊中の自白を後悔しつつも、マッグレガー損害賠償法現行版<sup>2</sup>の記述2節、「借主が・・・無権限の使用による物品の損害を惹起し契約の違反に陥ったときは、貸主の損害金は・・・物品の減少した価値である。」と、「建築物欠陥の修復費用は、もしその費用が取得できる目的に比し不均衡であるときは、これを建築請負契約者に対し請求する損害賠償金として回収できない。その場合の損害賠償額の算定基準は欠陥に起因する建築物の価値の減少である。」を引用し、本件に適用される基準は、架構と台板の状態及び修繕来歴簿注記の結果生じた船舶の価値の減少であると主張した。

一方船主は、時系列上多くの関連判決が介在する前後2件の先例、ジョイナー事件<sup>3</sup>とラックスレイ電工社事件控訴院判決を引証し、瑕疵の治癒費用こそ正しい基準であると反論した。

ジョイナー事件では、賃借不動産を良好な修繕状態で返還するとの約定に賃借人が違反し、損害賠償額の算定基準が問題となった。ところが不動産は返還後直ちに解体される予定であったことを示す証拠が提示されたため、補助裁判官は名目的損害金の裁定を下した。上訴を受けて、ライト判事(Wright J.)は、正しい損害賠償額算定の基準は賃借不動産が修繕不全の結果減少する価値であって、

しかもその上限は修繕に要する費用であると判示した。しかしながらこの基準は控訴院で否定された。記録長官イーシャー卿(Lord Esher, M.R.)は次のように言う。「賃貸借契約に、期間終了の時は賃借不動産から修繕のうえ退去するとの約定があると、それに違反した賃借人は、退去前に自ら行うと約した修繕状態に不動産を復するため賃借人が必要すると立証した合理的且つ妥当な損害金を支払わなければならない。この法的準則があらゆる事情の下に於いて適用できる絶対的準則であるとまで、本事件解決のためには、確言する必要は無くとも、そのように判断する考えに強く傾いていることを自認する。・・・損害賠償額算定の基準が・・・修繕費用であることは何れにしても通常の準則である。」

このような船主の論拠を勘案すると、上級審先例のラックスレイ電工社控訴審判決に拘束される高等法院のフィリップス判事(Phillips J.)は、次のような苦渋の判決を下さざるを得なかった。「或る事例の論拠を他の異なる事実関係に適用するときは最大の注意を払うことが常に必要である。これは損害賠償の分野では取分け真実である。被告が不合理な治癒処置の費用を損害金として回収できるとはラックスレイ電工社事件の控訴院多数意見は判示していない。そこで示されているのは、当該事実関係の下で、原告が契約したものを得るために必要な実質的金額を支出することは、不合理ではないとの判断である。何が合理的であるかの基準には、契約上必要とされた水深に表現されている個人的嗜好を考慮に入れなければならなかったのである。この論理は、契約当事者の個人的嗜好を反映する必要条件が、契約にそれ自体が目的として包含されているときに、適用される。契約の必要条件が、それ自体目的としてではなく、金銭的意味合いを持つが故に、商業的契約に挿入されたときは、この論理は適用できない。このような事例では、契約上の必要条件が満たされなくとも、治癒処置の費用は、もしそれが違反の金銭的結果に対して不均衡であるならば、通常は損害金として回収できない。この場合には、斯かる費用を発生させることが理に適わないであろう。回収できる損害金は違反の経済的結果を補償するために必要な金額なのである。<sup>4)</sup>

次いでフィリップス判事は、フェルト・ブイトゥラーゴ号事件<sup>5)</sup>のデニング判決に支援を求める。

そこでの争点は、裸傭船者は、傭船契約が定める良好な修繕状態に本船を復することができなかったのにも拘わらず、本船の返船を強行できるか否か、の問題である。傭船者が返船強行を主張する理由は、必要な修繕を施すとその費用が修繕後の本船船価のおよそ二倍に上るためであった。他方に於いて船主が傭船者に求めることは詰まる所、未修繕の本船が運航不能で不稼働状態のまま未来永劫に(even to the crack of doom)傭船料の支払いを継続するか、または修繕後船価の二倍に相当する費用を投じて修繕を施した後船主が本船をスクラップし、傭船者の修繕を無益な金銭浪費とするか、の二者択一に帰した<sup>6)</sup>。記録長官デニング卿(Lord Denning M.R.)は船主の主張を斥けて言う。「要するに、何れの選択肢を取っても、損害賠償金が適切な救済であるときに、(最も不公平で不合理な結果を招来する)傭船契約条項の特定履行(specific performance)を船主は求めている。法がそのような主張を認容するとは思われない。船主は返船を受領し損害の賠償を訴求すべきである。傭船者には資力があると言われる。それで十分とすべきである。」

ここでデニング卿が念頭に置く損害賠償が、本船を傭船契約が定める状態に復旧する費用でないことは明白であると、フィリップス判事は判断したのである。

ラックスレイ電工社事件控訴院判決あるが故に苦衷にあるフィリップス判事<sup>7)</sup>は、このように弁別の技法を駆使しながら、船級来歴簿から修繕の注記を抹消しその費用を支出することが如何に不合理であっても、船主には必要費用を請求する法的権利がある、との前提に立った仲裁判断は誤りであると指摘し、損害賠償金を新たに裁定するように本件争訟を仲裁人に差戻すこととなった。



---

<sup>1</sup> Channel Island Ferries Ltd. v. Cenargo Navigation Ltd. [1994] 2 Lloyd's Rep. 161.

<sup>2</sup> MacGregor on Damages, 15th ed. par.866 & 1092

<sup>3</sup> Joyner v. Weeks [1981] 2 Q.B. 31

<sup>4</sup> [1994] 2 Lloyd's Rep. 166-167

<sup>5</sup> The Puerto Buitrago [1976] 1 Lloyd's Rep. 251.

<sup>6</sup> 本船は船齢16年22,000dwのバルク・キャリアー。修繕港のキールに曳航された時は既に備船期間は満了していた。汽罐の損傷甚だしく、修繕費用は2百万ドルと見積もられた。修繕後の船価は約1百万ドル、スクラップ価格は約50万ドルであった。備船者は40万ドルまでの修繕費負担は自己の責任と認めたが、残余の支出は拒否した。備船者と船主の協議が整わぬため、備船者は返船を通告、船主が高等法院の差止め命令(injunction)を取得したときは既に遅く、船員は全員離船していた。高等法院モカッタ判事(Mocatta J.)は、備船者は返船前に修繕を施す義務があり、船主は本船の修繕完了まで備船料を受領する権利があると、判決し、備船者が緊急上告したのが本事件である。

<sup>7</sup> フィリップス判事は本判決言渡し直後に控訴院判事(Lord Justice)に任官したので、本事件が高等法院に於ける最後の裁判となった。

## 5) 先例の検討：治癒行為の合理性と行為者の意図

ここで瑕疵治癒費用が損害賠償額の算定基準として妥当する要件を、先例がどのように判断しているか検討することとする。

損害賠償法の理論を検討するとき、全てに共通の起点はロビンソン事件である。財務府裁判官パークの次の言葉は良く知られている。

「契約違反が原因で一方当事者が損失を被ったとき、損害賠償金に関しては、もし契約が履行されていたと仮定すれば彼が置かれていたであろう立場と、金銭が及ぼし得る限り、同一の立場を、彼に回復すること、これがコモン・ローの原則である。」<sup>1</sup>

しかしこれは契約違反の全ての場合に、原告が特定履行と金銭的に等価値を取得できることを意味しない。先ず契約違反が原因で被告が実際に被った損失を確認する必要がある。損失が無ければ名目的損害賠償金に留まる。と言うのは、損害賠償の目的が、常に、原告を補償することにあり、被告を罰することは目的外と考えられるからである。

これを最も端的に表現したのが大法官ホールデン子爵である。ウェスティングハウス電機事件で次のように言う。

「このように提起された損害賠償金の問題について結論を得るためには、既に確立されたと思われる或る命題を念頭に置かなければならない。通常損害金の算定基準を律する原則に関し、一見調和困難であるように見える異なる表現が、先例の随所に現れる。しかしながらこの見かけ上の不一致は、判決の直面する個々の問題の種類が様々であることに主たる原因がある。損害額の算定は事実問題である。従って、法の与え得る唯一の指標は、個々の事件を処理するとき不十分ではあるが時として助力する一般法則を定立することにある。・・・この観点を前提とすると、十分に確立した或る幅広い規則があると考えられる。その第一は、契約により取得すべきものが供給者の契約違反により得られなかったことを証明した者は、金銭の及ぶ限りに於いて、契約が履行されていたならば占めていたであろう立場と同等の立場に、可能な限り、置かれることである。このように根元にある基礎は、違反から事理に従って発生する金銭的損

失の補償である。しかしこの第一の規則は、原告には違反に起因する損失を軽減するようあらゆる合理的手段を尽くす義務が課せられ、損失軽減手段を自ら怠り発生した損失部分については賠償請求を妨げられる、との第二の規則による制約を受ける。」<sup>2</sup>

ホールデン卿が、原告は契約が履行されていたならば占めていたであろう立場と物理的に同一の立場に常に置かれるべきであるとは考えず、金銭の及ぶ限りに於いて、経済的に同等の立場の回復を言っていることは注目を要する<sup>3</sup>。

このことから必然的に生ずる問題は、原告の実際に被った金銭的損害（金銭で評価しうる損害）を如何に算定すべきかの基準を確立することにある。

先ず米国の指導的判例を取り上げる。

ニューヨーク州最高裁のジェイコブ・ヤングス社事件<sup>4</sup>は僅少差の多数意見により瑕疵治癒費用を否定した判決である。

原告は被告の別荘を7万7千ドルで建築したが、残額3千5百ドルが未払いのため、その支払いを求めて訴えを提起した。建築契約によると、全ての屋内設備配管は亜鉛引き重ね合わせ鍛接管であるレディング製標準管を使用することとなっていた。しかしながら、原告が雇用した下請け業者の意図的害意によらぬ単純な不注意から、使用配管中約4割のみがレディング製標準管で、残り6割は他社製の亜鉛引き重ね合わせ鍛接管が使用されていた。そのため被告はレディング管に差し替えるよう再工事を求めた。ところが配管は、僅かの露出部を除いて、建物壁面内に埋め込まれているため、配管再工事を行うとなると、建物の躯体部を多大の費用を掛けて解体せねばならなかった。

第一審では、原告の提示した「使用配管は製造者が異なるものの品質、外観、市場価格及び設置費用はレディング製標準管と同一である」との証拠が採用されず、陪審指示評決(directed verdict)により被告勝訴となった。その後控訴審がこれを覆し再審理(new trial)を認めたため、被告が上告したものである。

多数意見を代表して、後年連邦最高裁判事を務めたカードウゾウ判事(Cardozo J.)は、要旨次のように言う。「契約者が不完全な履行で義務を全うしたとは決して言えないが、些少で単純な遺漏(omission)は時には酌量されて、結果損害で宥恕されることがあり、必ずしも条件違反により失効をもたらすとは限らない。・・・また建築業者が、同質であると自己判断できれば、どのような材料を用いようが構わないとの一般概念があるわけでもない。・・・多くの場合に置換費用(the cost of replacement)が支給金額算定の基準(the measure of allowance)であることは真実である。発注者は、完成費用が達成される利益に比し不公正且つ甚だしく均衡を失うことがなければ(unless the cost of completion is grossly and unfairly out of proportion to the good to be attained)、完成に要する金額を受領する権利がある。しかし逆に不公正且つ甚大な不均衡のあるときは、算定の基準は価値の差異(difference in value)である。例を挙げれば、工事仕様ではヴァーモント州産出の花崗岩を礎石とすることとなっていたが、下請業者の失策で同質のニュー・ハンプシャー州産出の花崗岩が使用されていることが建物完成後に判明したとする。このとき、支給金額の算定基準は再建設費用(the cost of reconstruction)ではない。遺漏の如何によっては、後日建物を礎石に至るまで除去しなければ契約の要請するものが正確に供給されないこともあるが、また同時に、当該遺漏によっては建物の使用価値又はその他の価値が、ほとんど認識不可能なほど微細であるものを除けば、影響を受けないことがある。・・・本事件の事実関係の下では、支給金額算定の基準は高額な再設置費用ではなく、名目的又は皆無に等しい価値の差異である。」

これに対し少数意見のマックローリン判事(McLaughlin J.)は言う。「契約の求める配管が何故使用

されなかったのか説明が為されず、また他社製の配管を除去しレディング製の配管を設置するため要する費用がいかに高いかも示されていない。被告にはその欲するものを求めて契約する権利がある。使用された配管がレディング製のもので全く同等である、或いは両者の価値の差異は名目的乃至皆無であると言うのでは回答にならない。被告はレディング製配管を用いる契約をした。この種の配管を求める被告側の理由は全く重要ではない。単なる酔狂(a mere whim)であっても被告には権利がある。・・・もし発注者が平板単純なドーリア様式の円柱を好み、そのように契約に謳えば、代わりに高価で気品のあるコリント様式の円柱を設置する権利は受注者にはない。・・・これと異なる考えは、単に異なる契約を創出することであり、且つまた当事者に約束を破る動機を与えることに帰し、正しい法政策の容認できないところである。」

このようにニューヨーク州最高裁は4対3の多数決で原告勝訴の判決を下した。

次に再建設費用が認められた豪州判例ベルグラヴ事件<sup>5</sup>を見ることとする。

被告の二階建て煉瓦造住居の建築を請負った原告は、建築費の残額、追加工事費用並びに原価変動条項による補正額の支払いを求めて訴えを提起した。これに対して被告は、完成した住居が契約に定めた仕様から著しく逸脱しているため、建物自体が不安定状態にあると主張して、損害賠償金の支払いを求める反訴を起した。契約には基礎のコンクリートと煉瓦壁のモルタルの材料構成比が詳しく規定されていたが、その何れについても著しく材料構成が異なっていたため建物が少なからず不安定なものとなっていた。ヴィクトリア州高裁(the Supreme Court of Victoria)での審理に於いて原告は、コンクリート基礎の地下に補強材を入れるか又は基礎部分を少しずつ破壊して仕様構成比のコンクリートに徐々に入れ替える案を主張したが、土質が軟弱であるうえモルタル中のセメント構成比が僅少であるため、このような工事方法では煉瓦壁が倒壊する虞が指摘された。

結局契約からの違背が重大であるため、契約が完全に履行されていたならば被告が置かれていたであろう地位を実質的に回復する手段としては、欠陥建物を取り壊した後に契約仕様に合致した新たな建物を建築し直すために要する費用と派生損害(consequential losses)から、建物の解体価値(demolition value)と工事未払い代金を控除した金額が損害賠償金額として相当であると裁定された。

豪州最高裁(High Court of Australia)の上告審では、原告は原審の事実認定については争わず、損害賠償額の算定基準についてのみ、ヴィクトリア州高裁判決は極端に過ぎると論難した。即ち、現存する建物は、欠陥を解体と建直しによらず補修する用意のある建築業者に販売可能であるから、契約の仕様通りの建物との価値の差異が損害賠償額として妥当であると主張した。

最高裁は、建物の発注主は契約図面に合致する建物を取得する権利があるとの一般原則を述べた後、法廷意見として次の通り判示し上告を却下した。「しかしながらこの原則には制約があり、着手しようとする工事が契約条件に合致させるために必要であるのみならず、採用すべく合理的な方策(reasonable course to adopt)であらねばならない。・・・しかし建築業者の費用に於いて建物所有者が修復工事に着手する権利は、「必要性」(“necessary”)と「合理性」(“reasonable”)の表現に表れる以外の制約を全く受けず、[米国で常用される]「全経済的損失」(“economic waste”)の語は過度の制約となろう・・・」

英国での指導的判例はイースト・ハム自治体事件<sup>6</sup>である。

ロンドン市郊外に建設された公立女子中学校の外壁は、接着された板状のポートルランド石で一面に覆われていたが、不完全な石材接着工事が原因で、完工後二年を過ぎて各所で外壁石が脱落し始め危険となったため、校舎所有者である自治体は全壁面の石を取り除き、壁面再復工事を行わざるを得なかった。なお建設請負工事に用いられた標準契約書式では、瑕疵責任期間(the defects liability

period)は完工後六ヶ月となっていた。自治体から建設業者を相手に提起された損害金賠償請求訴訟で問題となった争点の一つは損害賠償額の算定基準であった。諸物価高騰により校舎建設時の工事費と壁面修復工事時の工事費に大幅な懸隔が生じたため、算定の基準時との関連も論議の焦点となった。

貴族院は、適切な損害賠償額の算定基準は復元費用(the cost of reinstatement)であると判示した外、相当の検査を行っても瑕疵責任期間中には発見不可能な欠陥があり得るため、その費用は欠陥が発見され修復された時点を基準として算定されると判示して控訴院判決を破棄した。

コーエン卿(Lord Cohen)は、言う。

「ハドソン建設土木契約8版(1959)<sup>7</sup>は損害算定の基礎として實際上、(a)復元費用(the cost of reinstatement)、(b)実工事と仕様工事の建設者原価差額(the difference in cost to the builder of the actual work done and work specified)、(c)契約違反に起因する建築物の減価(the diminution in value of the work due to the breach of contract)の三者が想定可能であると述べた後、続いて次のように言っている。

「工事発注者が復元工事を主張することに理がある(reasonable)ならば、法廷は確実に復元費用を損害評価の基準(the measure of damage)と判断するであろう。」

本件に於いて上告人が復元工事を主張することに理があることは争えず、斯かる事情の下では損害問題について事実審判事が正しい判断を下したものと、必然的に追認できる。」

イースト・ハム自治体事件貴族院判決の後、多くの判例がこれに続き復元費用の合理性要件を説いた<sup>8</sup>。

---

<sup>1</sup> Per Parke B., *Robinson v. Harman*, (1848) 1 Exch. 850, 855. : 相続財産である土地と建物が遺言により信託財産とされていたのにも拘わらず、処分権益のない被告（複数相続人の一人）が当該土地建物を原告に長期賃貸することを約束したため、契約違反となり原告より損害賠償金の支払いを求められた事例である。ロック事件のブラックバーン判事(*Blackburn J. in Lock v. Furze* (1866) L.R. 1 C.P. 441, 453)はパーク判決を追認し、「・・・違反により損害を受けた者は、もし契約が履行されていたならば置かれていたであろう立場と、金銭が及ぼし得る限り、同一の立場に置かれるべきである。」と宣明している。

<sup>2</sup> Per Viscount Haldane L.C. in *British Westinghouse Electric and Manufacturing Co. Ltd. v. Underground Electric Railways Co. of London Ltd.* [1921] A.C. 673, 688-689. : 鉄道会社に納品されたタービンの出力が不足し契約条件を満たしていなかった。鉄道会社は契約違反に基づく損害賠償請求権を留保しつつ当該タービンを暫時使用した後、結局製造者と設計が共に異なるタービンと取り替えた。そこで代替タービンの性能向上が損害賠償額の算定に際して斟酌されるべきか否かが争われた事例である。

<sup>3</sup> パーク裁判官の「同一の立場」(in the same situation... as if ...)に対しホールデン卿は「同等の立場」(in as good a situation as if ...)と言う。

<sup>4</sup> *Jacobs & Youngs Inc. v. Kent* (1921) 129 N.E. 889

<sup>5</sup> *Bellgrove v. Eldridge* (1954) 90 C.L.R. 613, 617-619.

<sup>6</sup> *East Ham Corporation v. Bernard Sunley & Sons Ltd.* [1966] A.C. 406.

<sup>7</sup> *Hudson's Building and Engineering Contracts*, 8th ed. (1959)

<sup>8</sup> *Imodco Ltd v. Wimpey Major Projects Ltd.* (1987) 40 B.L.R. 1. : 契約位置にパイプを設置する費用は、工事を施工する意図があり且つ工事施工が理に適うときは、回収が認められるであろうとグ

---

ライドウェル卿(Glidewell L.J.)は判示した。 ; Minscombe Properties Ltd. v. Sir Alfred McAlpine and Sons Ltd. (1986) 2 Const. L.J. 303. : 契約条件に見合う土地の修復工事費用が損害賠償金として回収できるか否かを判断するとき、オコンナー卿(O'Connor L.J.)は合理性基準を適用した。 ; G.W. Atkins Ltd. v. Scott (1991) 7 Const. L.J. 215. : 建物所有者が屋根のタイルに欠陥があるとの理由で、タイルの再設置費用を請求した事例である。タイルの欠陥は僅かで表面的なものに過ぎないため、屋根全面のタイル張り替えは理に適わないと、再設置費用は認められず、出来映えの悪さ(bad workmanship)に見合う損害金として250ポンドの支払いを第一審判事は工事業者に命じた。控訴院のデイヴィッド・ケアーンズ卿(Sir David Cairns)はこれを承認して、「法廷が原告の好み(predilections)に配慮しなければならないと言っても、それは一つの要素に過ぎない。」と判示した。

## 6) 指導的判例となった大法官部判決二件：オリヴァー卿の事績 II

契約違反に基づく損害賠償金請求訴訟に屢々（ほとんど欠かさずと言って良いほど）引証される第一審判決二先例がある。共に大法官部(Chancery Division)のもので、偶々同時期に係属した事件である。

ティートウ対ワッデル（第2）事件<sup>1</sup>は、審理開始から判決まで2年有余を要し、判例集登載頁数242に及び、争点が多岐に互る超弩級訴訟であるが、本稿に関連する事実のみ述べる。

1900年、太平洋の赤道直下東経約170度に位置する小島パールナバ（別称オーシャン・アイランド）<sup>2</sup>に高品質の燐鉱石が発見された。同年、島は英国の植民地となった。当時はパールナバンズ<sup>3</sup>と自称する土着民が凡そ500人住んでいた。ほぼ円形状をなす島の面積は約6千平方キロメートルで、側面から見る輪郭は中央部高さが75メートルの浅いドーム状であった。島の構造は、珊瑚石灰岩の基礎が燐鉱石で覆われ、至る所にピナクルと呼ばれる珊瑚柱が立つほか燐沖積土から直接草木が茂り、表土と言えるものは存在しなかった。

最初の20年間は英国の会社が特許を得て露天掘りによる燐鉱石の採掘を行っていたが、それ以降は英国、豪州、ニュージーランドの各国政府の代表から成る燐鉱石委員会が採掘を継続した。第二次大戦中の日本軍占領を経て、燐鉱石の生産は一事中断され島は荒廃、島民も周辺島嶼に逃避した。終戦後生産は再開されたが、島民は帰島せず、纏まってラムバイ島<sup>4</sup>に移住し此処を本拠兼母島と定めた。ラムバイはパールナバの南東2千6百キロメートルに位置し、面積はパールナバの11倍程の広さがある。パールナバには時々仲間を組んで訪れ暫く滞在することはあっても、パールナバンズ全員が島に帰ることは今となっては考えられない。なお島の4分の3の面積が既に掘削を終えている。

ところで、島の土地所有者である個々のパールナバンと英国採掘会社の間には燐鉱石採掘に関する契約があり、捺印証書には採掘を終えた土地の返還と原状回復を規定した条項が設けられていた。契約に「P-T」と「A-C」の2種あり、原状回復に関する部分は、前者では、「(会社)は返還する土地にココナッツまたは他の食料を産する樹木を — 可能なときは常に — 再植樹するものとする。」、後者では、「(会社)は、土地固有の樹木と灌木を、操業開始の時生育していた状態に可能な限り近づける程度まで、当該返還地に再植樹するものとする。」とそれぞれ規定されていた。

さて、このような事実関係の下で、複数の島民が委員会を構成する三国の代表を相手に、植樹の特定履行又はそれに代わる損害賠償金の支払いを求めたのが本件訴訟である。

メガリー副大法官(Megarry V.-C.)は、諸々の理由を挙げて特定履行を裁量により斥け、原告の得られる適切な救済は損害賠償金であると判断した。

更にメガリー副大法官は、損害賠償額算定の基準としては、ジョイナー事件<sup>5</sup>に見られる工事費用(the cost of doing the work)とウィグセル事件<sup>6</sup>に例示される市場価値の減少(the diminution of market value)との拮抗する二つの主張について検討している。前者については、既に4章チャンネル・アイランド・フェリー事件に於いて概略の説明を終えているため、ここでは後者についてあらましを述べることにする。

ウィグセル事件は、盲目の貧者収容の施設を建設すべく計画した被告が50平方キロメートル弱の土地を購入したところから始まる。被告は、土地の譲渡契約で、売主の土地に隣接する購入土地の四方を高さ2メートル強の煉瓦塀又は鉄製柵で囲うことを約束した。また譲渡の約定には、売主が盲人収容院のための土地を不要としその全部又は一部を、10年以内に他に転売しようとするときは、売主又はその承継人に優先買戻権を与えることが含まれていた。6年後に、被告は計画した収容院の建設を取り止め、既に死亡していた売主に代わりその遺産管財人に当該土地の買取りを求めたところ、管財人からこの申出を拒絶された。ところが塀も柵も設置されていなかったため、遺産管財人は譲渡約定違反で損害賠償金を被告に訴求した。塀又は柵の設置費用(the cost of erection)は、約定違反に起因する売主土地の減価(the diminution in the value)より遥かに高額であった。女王座部法廷のフィールド判事(Field J.)は、原告が塀の設置を真に望んでいたとすれば特定履行を請求したであろうこと、更に裁判所が損害賠償金を適切な救済ではないと考えたならやはり特定履行を命じたであろうことを指摘した後、実際には原告が損害賠償金を求めているため事情は異なると判断した。原告には囲壁設置のため金員を支出する義務はなく、そのような支出は全く金銭の浪費であるからおそらく原告も意図していない。従って損害賠償金請求の効果は、契約違反により原告の置かれた状態と契約が履行されていたとすれば原告が置かれるであろう状態の金銭的差額(the amount of difference)を原告に救済するところにあると判示されたのである。

次いでメガリー副大法官は、ウェストミンスター公爵事件<sup>7</sup>とコンクウェスト事件<sup>8</sup>に言及した後、結局何れの方法が本件に妥当するか明確な指針は得られないものと判断した。

また被告がマックグレガー損害賠償法13版<sup>9</sup>が説く「建築、採鉱、農作を目的とする(賃貸借)契約に於ける損害賠償額算定の基準は不動産の市場価格の減少であり、それは訴訟が契約の期間内又は期間満了後に提起されるかに関わらない。」を根拠に、他に支持を得られる代案は賃借人が履行を怠った建築、採鉱、農作を実行する費用であろうが、これは上述ウィグセル事件フリード判決の指摘するように、原告が特定履行のみを求めて訴えたときに妥当する、との主張を斥けてメガリー副大法官は言う。「原告が損害賠償請求を行うか又は特定履行を求めるかによって、損害賠償額算定の基準が異なることはない。」と。

このように依拠すべき先判例の存在しないことを確認して、メガリー副大法官は次の5原則を宣明することとなった。第一は、損害賠償の根幹は原告の被った損害(loss or injury)を補償することであって、被告が不法に節減した利得を吐き出させることではないこと。第二に、原告が、被告の違約に起因する財産価値の減少のように、金銭的損失を被ったときはこれを回収できる一方に於いて、被告が契約義務の履行を怠り金銭を節減しても、被告の金銭節減(saving)が必ずしも原告の損失につながるため、これを損害賠償の対象とはできないこと。第三に、被告の違約により原告が行わなければならない工事施工費用(the cost of doing the work)が損失を構成し損失の内容であると、原告が立証できるのであれば、作業費用と同額の損害賠償額が認められること。第四は、工事施工費用

が原告の被った損失の全部又は一部であると原告が立証する手段には様々な方法があること。出訴前に工事を終えていることもあろうし、賠償を得た後に工事を施工することもあろう。工事を原告が法的に義務づけられている必要はなく、その意思があればよいこと。最後に、工事施工の法的義務が将来解消することもあり、又は原告の確固たる意思が後発事象により揺らぐこともあるため、工事施工の確実性(certainty)は求められないこと。

結局本件訴訟では、パールナバンスは植樹費用が彼らの損失であることを立証できず、植樹費用を損害賠償額とすることは認められなかったが、損害賠償額が名目的乃至僅少であってはならないと、大まかな概算で(on the basis of *rusticum judicium*)実質的な損害賠償額が裁定されることとなった。

次いで極めて著名な第二の大法官部判決であるラドフォード事件<sup>10</sup>について概説する。

原告はドーセットに居住していたが、ロンドン市内の一等地に土地と建物を所有していた。建物はフラット式共同住宅であり、これを六所帯に4乃至6年の期間で賃貸していた。庭は広く、特に建物の南東方向大通りに面する土地は、区画すれば絶好の建物建築用地となる状況にあった。庭は賃貸借の目的に含まれてはいないが、居住者は共同して利用できることとなっていた。

原告は土地を区画しここに新たな建物を建築すべく計画し建築許可を得た。その後原告は当該区画地を被告に売却したが、譲渡契約には、建築許可に従った建物の建築に直ちに着手し2年以内に完成すること、区分された土地の間に境界壁を直ちに設置すること、区画地を他に転売するときは原告が優先買戻権を有すること等の条件が謳われていた。境界壁については、高さや厚さの寸法のほか、材質、色、保守修繕義務に至るまで詳細に定められていた。その後契約は二度に亘って更改され、原告の優先買戻権は放棄されたが、都度建物建築と境界壁設置の早急な着手が促された。

しかし被告は何等工事に着手することなく、区画地を第三者に転売した。転売の条件には、買主(便宜上以下転得者と呼ぶ)は原被告間の譲渡契約上被告が負担する義務を、実損害填補により(by way of indemnity only)、請負うこととなっていた。

ところが区画地が雑草の生い茂るままに長期間放置されたため、原告は被告を相手に訴えを提起し、開発契約条項の違反を理由に損害賠償を請求した。被告は、実損害が発生していないと抗弁したほかは、原告主張を全て認めた。原告勝訴。そこで被告は転売契約条項違反を理由に転得者を訴え勝訴判決を得た。

そこで損害賠償額の妥当な算定基準は何かについて、転得者が第三者訴訟参加をして、争われたのが本事件の事実関係である。

本事件の特殊性として、区画地が既に被告の手を離れているため特定履行を求め得ないこと、契約の予定する被告の義務が履行されないためこれを原告が自ら字義どおり実行すること、換言すれば契約関係のない転得者の土地に立ち入って区画壁を設置することは認められないこと、が挙げられる。そこで原告は次善の策(the next best thing)として、被告が怠った区画地内の境界壁設置に代わり、原告敷地内に契約規格の境界壁を設置する費用が金銭的に補償されるべきであると主張する。

ところが、境界壁がない不便さは雑草の生育と近回りをする通行人がある程度でさして大きいとは思わず、空き地が存在することによる南東方向の展望を考慮すれば原告の財産価値は逆に増したと言えるほどであるから、損害賠償額算定の基準は快適な施設(amenity)が無いことによる原告所有地の減価であると、転得者は主張する。更に一步譲っても、境界線確定と雑草を遮る目的であれば、最安価で合理的な代替施設の設置費用で足りると転得者は言う。

後にオリヴァー卿となったオリヴァー判事<sup>11</sup>は、損害賠償額に関しては、一般原則らしきものがほとんど存在せず、存在するとしても曖昧で相矛盾するとも言えるほどの言葉で表現されていること

が困難を助長していると述べ、前述したウェスティングハウス電機事件の大法官ホールデン子爵の言葉を引用した後、次のように指摘する。

「さて客観的に見れば、原告が供給を受けるべく規定する物や役務が原告にとって経済的利益になるとは限らない。何等か他の計画案や行動方針の方が、原告の規定するものより商業的利益に適うと第三者は言うかも知れない。第三者の言っていることは全く正しいと言えるかも知れない。しかし間違いなく、それは原告が判断することである。契約当事者の合意は遵守されなければならない(*Pacta sunt servanda*)。彼が自分の利益に役立つと考えるものの供給を受ける契約を結べば、それが営利的なもの、審美的なもの、或いは常軌を逸したものであっても(*be they commercial, aesthetic or merely eccentric*)、契約の相手から供給がなければ、彼が他人から又は異なる方法でその供給を受ける費用(*the cost of supplying it*)を補償されるべきであることは、原則論から言っても、当然であろう。勿論それには条件があって、彼が真正な損失の補償を求めていること、約束されない利益を得るため技術的違反を単に捉えているのではないことが要件である。」<sup>12</sup>

実体上は、財務府裁判官パークが宣言した全てに優先する普遍原則を、単に固有の事実・事情に適用したに過ぎないことをもって、一般原則に格上げすることの危険性を説いた後、オリヴァー判事は言う。

「類似の事実が概ね類似の扱いを受けることは疑いもなく不可避的であるが、先例を参照すると、個々の裁判官は、普遍原則を直面する実際の事例に適用するとき、現実的になろうと務めている。従って、例えば土地・建物の物理的損害の賠償額を算定するとき、商品としての土地の価値が損害により減価した額(*the amount by which the injury has diminished the value of the land as a commodity*)を推定賠償額とすることに有用性があることに疑いはない。しかしそれは全てに共通することでは決してない。適切な算定基準の問題は、原告固有の法的及び徳義的立場と義務から分離することはでき得ないし、原告が損害軽減に務めることが理に適っていることと別個に論ずることもできない。例えば、建物が家族の居住用建物であり<sup>13</sup>、または事業を行う工場であれば<sup>14</sup>、適切な算定基準として再建設費用(*the cost of reconstruction*)を採用する理由があるかも知れない。各事例での真の問題は、ウェストミンスター公爵事件でデニング卿が述べているように<sup>15</sup>、原告が違反から真に被った損害は何か?である。」

続いてオリヴァー判事は、復元費用の認められたアイレ対リー事件<sup>16</sup>と名目的な賠償金のみが裁定されたハットン・クック商会事件<sup>17</sup>を対比して例証しつつ、ホールデン卿の言う「損害の算定は事実問題であって一般法則は個々の事件を処理する単なる指標である。」との原則<sup>18</sup>を適用すれば、法廷は個々の原告の希望と念願、または特有の選好(*the hopes and aspirations or the individual predilections of the particular plaintiff*)を無視し得ないと強調して、更に言う。

「先例を参照すれば、被告の主張する如き一般原則を支持し得ないのみでなく、財務府裁判官パークが宣明した基本的補償原則を超える一般原則の存在しないことがますます論証されることとなる。法廷が為すべきことは、個々の原告、固有の事情に相応して、違反による彼の損失を、常識を働かせて、算定することにある。損害賠償額の算定基準と原告の損害軽減の能力と義務はライト卿が明言するとおり<sup>19</sup>論理的には全く別の概念であることに疑いはない。しかし少なくとも両者は鏡に映し出された像の如きもので、契約違反に起因する損害賠償額については格別然りである。その理由は、損害賠償額の算定は屢々、個々の原告は損失を軽減するため何ができると仮定するのが合理的であるか?、そして損害軽減行為を合理的に為すべき時期にその費用が幾らであるか?、を設問しそれに回答を与えることにより達せられるからである。」



次に被告と転得者が、オリヴァー判事は前述ウィグセル事件<sup>20</sup>の「損害賠償額は不動産の市場価格の減価した額である。」の先例に拘束されると強硬に主張したのに対し、判事は同判決を詳細に分析したうえ（判例集の8ページを占める）、上級審判決の判決理由(*rationes decidendi*)を採用・適用せねばならぬ先例拘束性の準則(*the doctrine of stare decisis*)を十分承知しているものの、同判決は精々、「契約工事を実施する費用は決して適切な基準となり得ないとの一般原則は存在しない」との命題として先例を為すに過ぎない、と一刀両断に斥けた。

次いでオリヴァー判事は、弁論終了後に入手したティートウ対ワッデル（第2）事件判決文のゲラ刷りを分析し、メガリー判決に全面的賛意を表した後言う。

「本件訴訟に於いては、原告は自己の土地に工事を行う意図のあることを証拠で示している。そこで、本官は三つの設問に回答を与えなければならないと思う。第一は、原告が工事を行う真正且つ真剣な意図を有していると証拠上判断できるか？、第二は、自己の土地に工事を行うことが理に適った事柄であるか？、第三は、原告自身はこの土地に居住しておらず、賃借人の利益のために工事を実施しようとしているが、それにより結論は異なるか？、の三設問である。」

第一の設問についてオリヴァー判事は、ティートウ対ワッデル（第2）事件メガリー判決の「裁判所は、確実性が保証されなくとも、説得力のある証拠は受け入れる準備を整えていなければならない。」に依拠して、原告が境界壁設置を真に望んでいて、賠償金が与えられれば工事に支出するであろうことは十分納得できると判断して、他に反対の事情がなければ工事費が損害賠償額であると述べ、実際には損害軽減の一種である第二の設問に移る。

境界壁の目的は原告が証拠で特に訴えている雑草と侵入者を遮ることにあるため、組立式簡易障壁で十分目的は果たすことができ、しかも安上がりであると転得者は主張する。従ってこれが原告の損害を軽減する合理的な手段であり、損害賠償金はこの安上がりな代用品の費用であるというものである。

オリヴァー判事は転得者の主張が容れられない理由を幾つか挙げるが、中でも重要なのは、「原告が供給を受ける物につき一定の品質を契約で規定したとき、契約に違反して規定した品質の物を供給しない被告にとっては安上がりであるからとの単純な理由で、原告は粗悪な代替品で満足すべきであると規定する損害賠償の原則があろうとは思えない。」との手厳しいコメントである。

このように本事件では、損害賠償額の正しい算定基準は、原告が自分の土地に契約で定めた規格の境界壁を設置する費用であって、投資不動産としての原告の土地が境界壁無きため減少する価格ではないと判示された。

なお本事件では、第三者の利益のために締結した契約について違反があったときの損害賠償額の算定と、損害賠償額算定の基準日について興味ある議論が展開されているが、前者については本稿の主題から離れるので此处では割愛し、後者については他の判例と合わせ後段に於いて検討する。

---

<sup>1</sup> *Tito v. Waddell* (No. 2) [1977] 1 Ch. 106

<sup>2</sup> *Banaba* (Ocean Island) : “Banaba”は、最初の“a”を長く伸ばし続く“n”との間に“r”をいれて発音する。

<sup>3</sup> *Banabans* : 発音は“Banaba”に準ずる。

<sup>4</sup> *Rabi* : “a”と“b”の間に“m”を入れて発音する。

<sup>5</sup> *Joyner v. Weeks* [1891] 2 Q.B. 31

<sup>6</sup> *Wigsell v. School for Indigent Blind* (1882) 8 Q.B.D. 357. : ホールズベリ英国法（第12版）

---

(Halsbury's Laws of England, 4th ed., vol. 12 (1975))が本判決に全く言及していないように、永らく省みられなかった先例である。しかしマックグレガー損害賠償法(第13版)(MacGregor on Damages, 13th ed. (1972))では重要判例と位置づけられ、著者の論拠ともなっている。

<sup>7</sup> Duke of Westminster v. Swinton [1948] 1 K.B. 524 : 記録長官イーシャー卿(Lord Esher M.R.)はジョイナー事件から若干後退し、修繕費が全ての場合に損害賠償額算定の基準になるわけではなく、修繕費は通常の基準(the ordinary rule)又は通常の推定基準(the ordinary prima facie rule)に過ぎず、この基準が不適用となる事情の不存在が条件となるという。

<sup>8</sup> Conquest v. Ebbetts [1896] A.C. 490 : 建物の転借人が転貸借契約に違反して建物の修繕を行わないため、賃借人が転借人とその承継人を訴え損害賠償金の支払いを求めた事件である。控訴院は、損害金は修繕費の1千5百ポンドであると算定した後、転貸借契約が未だ数年残っていることを理由にこれを1千3百ポンドに減額し、後者の金額は転借人の約定違反に起因する賃借人が保有する復帰権(reversion)の価値の減額分に相当すると判示した。貴族院もこれは原則的に正しい方法であると承認した。ハーシェル卿(Lord Herschell)は、修繕を行う費用と復帰権侵害による損害は損害賠償額算定上相拮抗する手段であるが、それぞれに正しい手段として妥当する場合があるという。

<sup>9</sup> MacGregor on Damages, 13th ed. (1972), p.526

<sup>10</sup> Radford v. De Froberville [1977] 1 W.L.R. 1262

<sup>11</sup> Lord Oliver of Aylmerton, then Oliver J. : 嘗て筆者は、ネグリジェンス法そのII「純経済的損失救済の原状」(海事法研究会誌No. 129)に於いて、「梅檀は双葉より芳し(オリヴァー卿の事績)」と題し、請求権の競合に関するミッドランド信託銀行事件判決(Midland Bank Trust Co. Ltd. v. Hett, Stubbs and Kemp [1979] 1 Ch. 384)について絶賛して記述しているが、本件判決はそれに勝るとも劣らないオリヴァー卿壮年期の名判決である。但し当時のLaw Reportsの編者が後日Law Reports, Chancery Divisionに登載されることのないWeekly Law Reports, Vol. 1で報告していることから(後日Law Reportsに登載されるのはVols. 2 & 3のみ)、本判決の重要性が認識されていなかったようである。

<sup>12</sup> [1977] 1 W.L.R. 1270

<sup>13</sup> Hollebone v. Midhurst and Fernhurst Builders Ltd. [1968] 1 Lloyd's Rep. 38. : 本判決は不法行為事例である。被告使用人の過失により家屋を焼損した原告が修繕費(cost of repair)を請求したのに対し、被告は損害賠償額は火災前の家屋価値と火災後のそれとの差額であると反論したが、修繕費から修繕による値上がり分(betterment)を控除すべきであるとの予備的主張と共に斥けられた。

<sup>14</sup> Harbutt's "Plasticine" Ltd. v. Wayne Tank and Pump Co. Ltd. [1970] 1 Q.B. 447. : 1章本文参照。

<sup>15</sup> Per Lord Denning in Duke of Westminster v. Swinton [1948] 1 K.B. 524, 534. : 本章文末脚注7参照。

<sup>16</sup> Eyre v. Rea [1947] K.B. 567. : 工事を行えば不動産価値が低下するのが明らかであるのにも拘わらず、賃貸人は他の賃借人に負う徳義的責任から復元工事を実施する意図があると認定された。

<sup>17</sup> James v. Hutton & J. Cook & Sons Ltd. [1950] 1 K.B. 9. : 賃借人の行った改善工事を旧に復することは、全く無目的であり、実際には賃貸人自身が少しも望んでいないことが明白であるとされた。

<sup>18</sup> Per Viscount Haldane in British Westinghouse Electric and Manufacturing Co. Ltd. v.

---

Underground Electric Railways Co. of London Ltd. [1912] A.C. 673, 688 : 前出 5 章「先例の検討」参照。

<sup>19</sup> Lord Wright in *Liebosch (Dredger) v. S.S. Edison (Owners)* [1993] A.C. 449, 456-469. : ドレジャーが他船の過失により沈船となった。船主は無資力のため代わりのドレジャーが購入できず、ドレッシング契約を履行するため法外な賃料で雇わざるを得なかった。無資力(impecuniosity)に起因する追加損失は損害賠償金に含まれないと判示された事例である。

<sup>20</sup> *Wigsell v. School for Indigent Blind* (1882) 8 Q.B.D. 357. : 前述 6 章ティートウ対ワッデル (第 2) 事件の本文及び文末脚注を参照。

### 7) ラックスレイ電工社事件貴族院判決<sup>1</sup> : 慰謝料の是非

R社とL社の上告を受けた貴族院は、関与した 5 裁判官一致の意見で、上告人の主張を認め、費用が取得する利益に対し全く均衡を失う(out of all proportion)ときは、損害賠償額算定の適切な基準は、再設置費用ではなく、製作品価値の違反によりもたらされた減少額であって、例え斯かる価値の減少が名目的損害金に留まるとしても事情は何等異ならないと判示した。更に、通常損害金については当事者間に争いがないため第一審裁判官の判決を復活して控訴院判決を棄却した。

ジョーンセイ卿(Lord Jauncey of Tullichettle)は言う。「損害賠償金の目的は立証された損失(an established loss)を補償することであって、被害者に根拠のない利益(a gratuitous benefit)を与えることにはないため、損害賠償金裁定の合理性は実損害に直接関連づけられなければならない。再設置費用を認めることが特別な事例に於いて理に合わないとする、その理由は実損失が再設置の必要性に達しないからである。契約目的を正確に達成しないことは必ずしも完全な不履行から生ずる損失をもたらすとは言えない。豪州先例のベルグラヴ事件<sup>2</sup>で判示されたように、合理性の制約を受ける再設置工事の費用は損失を限度とするため、合理性は、被上告人の主張する如く一度立証された損失には二者択一の救済の何れが適切か決定するための単なる要素であるよりも寧ろ、当該損失が何であるかを決定する際に判断を要する要素である。」

ジョーンセイ卿は続けて言う。「被害当事者の損失を構成する要素は、全ての事例に於いて、事実問題と程度問題(a matter of fact and degree)である。契約違反者が契約目的を完全に達成し得なかったときは、当該目的を達成するために要する費用が損失であると結論づけることは困難ではない。従って建築物が意図した目的には全く要を為さない程に欠陥を有するならば、所有者が自己の損失を再建設に必要な費用であると立証するのは容易い。更に損失の程度を判断する際に考慮に入れる合理性は、契約全般ではなく特別の契約(the particular contract and not at large)と関連する合理性である。・・・ラドフォード事件でオリヴァー判事が言うように<sup>3</sup>、(彼が自分の利益に役立つと考えるものの供給を受ける契約を結べば、それが営利的なもの、審美的なもの、或いは常軌を逸したものであっても、契約の相手から供給がなければ、彼が他人から又は異なる方法でその供給を受ける費用を補償されるべきであることは、原則論から言っても、当然であろう。勿論それには条件があって、彼が真正な損失の補償を求めていること、約束されない利益を得るため技術的違反を単に捉えているのではないことが要件となる。)しかしながら、契約の目的が相当程度まで達成されたのであれば、事情は大いに異なるであろう。建築契約の目的が個人的選好(personal preference)の満足に関係するとき、その満足が達成されないような違反に適応する唯一の損害賠償額算定基準は、再設置費用であるとの主張が為されている。私の考えでは事実はそうではない。個人的選好は確かに、合

理性従って実損害が何であるか判断する際の一要素ではあるが、それ自体(*per se*)が実損害が何であるか決定するものではない。事実審判事は現存するプールを解体して新しく水深の深いプールを建設する費用を支出することは理に適わないと判断したが、そうすることで判事は、被上告人の損失が再設置費用に達していないことを言わず語らずに(*implicitly*)認定したこととなる。判事がこの結論に達したことは全く正しいと考える。」

次に瑕疵治癒費用が認められる要件として、被違約者に治癒行為実行の意図が求められるか否かの問題について、ロイド卿(Lord Lloyd of Berwick)の判決文を見ることとする。

ロイド卿は言う。「法廷は、原告が損害賠償金をどのような使途に用いようと、通常は干渉しないとの説を全面的に認める。しかしそうだからと言って意図が、少なくとも原告に再設置の意図がないときは、合理性と無関係であることにはならない。・・・再設置費用に基づく損害賠償金請求では意図が関連性を持つことを示す先例は多い。・・・ティートウ事件のメガリー副大法官が言うように<sup>4</sup>、(建物の改造や解体の契約には、履行が為されても、土地の市場価格に変動を与えないものがあり、また市場価格を減少させるものもある。所有者の嗜好と欲望が市場形成者の考えと完全に歩調の合わないことのあるためである。しかし嗜好の異常さ故に、特定履行で訴える外は、実質的損害賠償金が得られないなど考えられない。それとは逆に、原告が土地価格の減価で金銭的損失を全く受けないか又は受けても僅少であり、しかも原告に契約条件又はそれと同等の工事を施工するために損害賠償金を充当する意図がないとするならば、施工されない工事の費用を原告が回復する理由が見出せない。この費用は損失である、従って損害賠償金として回復できると言うことは単なる口実に過ぎない。)・・・意図の合理性問題との関連(*the relevance of intention to the issue of reasonableness*)は上告人自身が陳述している通りである。」

ところで被上告人は、損害賠償が得られればプール再設置に充当するとの確約書を裁判所に提出していたが、それにより結論が異なることは全くないとロイド卿は判断し、続けて言う。「契約に違反した被告を罰するために、実存しない損失を作り出すことはできない。損害賠償法の基本原則は、懲罰的損害賠償金(*exemplary damages*)と言う唯一の例外を除いて、補償的(*compensatory*)であって応報的(*punitive*)ではない。」と。

このような判決理由により、被上告人の主張するプール再設置費用は斥けられたが、事実審判事職のダイヤモンド勅撰弁護士が認め、控訴審では再設置費用を認容したが故に廃棄された、快適な設備喪失に対する補償としての通常損害金を如何に判断すべきかの問題が残る。

コモン・ローの一般原則では、契約違反に基づく損害賠償請求に於いて精神的損害(*injured feeling*)に対する慰謝料請求は認められない<sup>5</sup>。ところが例外のない規則は無いとの譬え通り、契約の目的が、旅行者と契約する休暇旅行の例に見られるように、楽しみ(*pleasure*)の提供にあるときは一般原則からの例外が確立している。契約に謳う娯楽設備が提供されなかったときは、休暇旅行者は旅行者から失望(*disappointment*)に対する損害賠償金を得られる<sup>6</sup>。ダイヤモンド判事が本件契約を快適な設備の供給契約(*a contract for the provision of a pleasurable amenity*)と見なしているところから、おそらく判事はこの例外を援用して、コモン・ロー一般原則に一步進めた蚕食(*a further inroad*)を試みたのであろう。

ロイド卿によれば、ダイヤモンド判事の解決はそれなりに評価できるが、寧ろ既存の例外を新しい事情に順応させて論理的に適用したと理解すべきではないか。先例は前出ジー・ダブリュー・アトキンス会社事件の控訴院判決<sup>7</sup>に見出せる。デイヴィッド・ケアーンズ卿は欠陥タイルの出来映えの悪さに250ポンドの賠償金を与えた一審判決を支持して言う。「損害賠償金額を定める際に判

事を導く尺度が彼の常識(his common sense)以外に求められない事情が、例えば苦痛、難儀、快適な設備の喪失、ある種の不便等、多々ある。」と。

---

<sup>1</sup> Ruxley Electronics and Construction Ltd. v. Forsyth [1995] 3 W.L.R. 118; 3 All E.R. 268

<sup>2</sup> Bellgrove v. Eldridge, 90 C.L.R. 613, 617-618. : 前出 5 章本文参照。

<sup>3</sup> Radford v. De Froberville [1977] 1 W.L.R. 1262, 1270. : 前出 6 章本文参照。

<sup>4</sup> Tito v. Waddell (No.2) Ch. 106, 332. : 前出 6 章本文参照。

<sup>5</sup> Addis v. Gramophone Co. Ltd. [1909] A.C. 488. : 週 1 5 ポンドの給与と売上高に応じた歩合を受ける契約で被告に雇用された原告が、雇用契約に定める六ヶ月の事前解雇通告無く、六ヶ月分の給与支払いのみで即時解雇された。陪審は逸失した歩合給 3 百 4 0 ポンドと不法解雇(wrongful dismissal)に対する賠償金 6 百ポンドの支払いを裁定したが、貴族院は無情且つ屈辱的な(harsh and humiliating)解雇方法と、汚名を受けた悲嘆(the pain he experienced by reason of the imputation)は、契約違反に基づく損害賠償請求訴訟では、賠償の対象とならないと判示し、固定給と逸失歩合給に限り原告の請求を認めた。

<sup>6</sup> Jarvis v. Swans Tours Ltd. [1973] Q.B. 233. : クリスマスから年始にかけて 1 5 日の休暇を取りスイスの寒村にスキーのパッケージ・ツアーに出た独身の弁護士が、旅先の設備、催し物等が旅行社のパンフレットと全く異なっていたため、失望と悲嘆(disappointment and distress)に対する損害賠償金を与えられた。 : Jackson v. Horizon Holidays Ltd.[1975] 1 W.L.R. 1468. : 家族を連れてセイロンに旅した原告が、部屋、食事、サービス、館内設備など、ホテルの水準が旅行社のカatalog に比し著しく劣悪であったため、不実表示と契約違反で旅行社を訴え、原告のみならず家族全員の不快と苦痛(discomfort and distress)に対して損害賠償金を得た。

<sup>7</sup> G.W. Atkins Ltd. v. Scott, 7 Const. L.J. 215, 221. : 前出 6 章文末脚注 8 参照。

## 8) ブリュッセル銀行事件：損害額算定の基準時

損害賠償額の算定基準が瑕疵治癒費用による場合は、物価や諸原価の変動を考慮すると、当然のことながら算定の基準時を定めなければならない。

契約の違反に基づく損害賠償額算定の基準時は、一般的には、契約違反の時（多くの場合履行期に一致する）であるとされる<sup>1</sup>。その背景にある根拠としては、違反時以降の市場変動に起因する損失は契約の違反が原因ではなく、寧ろ被違約者側に損害軽減義務の不履行があるとの考えに基づくと言われる<sup>2</sup>。しかしながら、この違反時基準(breach date rule)は絶対的・普遍的基準ではなく、事情により公正を欠くときは、他の基準時によることがある。

過去の判例の多くは経済状態が安定していたため、算定の基準時が全く問題とならないか、或いは問題となっても物価変動が僅かであるため、時間差は金利の支払いで適切に調整できていた。

ラドフォード事件以前に、際だった先例と言えばロス対タイラー事件<sup>3</sup>があるのみである。被告は住居を空室条件にて 6 千ポンドで原告に売却する契約を結んだ。家屋は 1 9 7 1 年 1 0 月に引渡されることとなっていたが、その時には時価が 7 千 5 百ポンドに騰っていた。ところが同年 7 月に被告は履行期前拒絶による契約違反(wrongful repudiation)を既に侵していた<sup>4</sup>。原告は特定履行を求めて訴えを提起、判決は 1 9 7 3 年に下された。判決時の家屋の価格は更に高騰し 1 万 1 千 5 百ポンドになっていた。メガリー判事(Megarry J.)<sup>5</sup>は裁量を以て特定履行に代わり(in lieu of specific performance)<sup>6</sup>、損害賠償金の支払いを命じたが、損害額算定の基準時は違反時ではなく法廷審理の時

(at the date of hearing)であるとされた。即ち前者の時価を基準とすれば損害金が1千5百ポンドとなる  
ところ、後者の時価を基準に5千5百ポンドが損害金とされた。原告には購入資金に余裕がないた  
め、不動産市況急騰時であっても、他の家屋を早めに購入して損害を軽減することを期待し得ない  
事情があった。もっとも本事件はエクウィティー上の判決であって、コモン・ローの先例は皆無で  
あったと言って良い。

ラドフォード事件のオリヴァー判事は、「原告が履行に代わる手段を早期に執り損害の軽減を計  
るべきであった、と合理的に言えるときは、代替手段を執るべきであった時が適切な算定基準時と  
なるが、そのような場合を除いては、訴訟審理時に損害額を算定する方法が妥当である。」<sup>7</sup>と判示  
している。

貴族院先例としては、ジョンソン対アグニュー事件<sup>8</sup>がある。所有不動産を担保に借財をした原告  
が、借金の返済に窮し当該担保不動産を被告に売却した。売買が契約通り実行されれば、原告は借  
金を完済したうえ、売買代金の残額で他の不動産を購入できる筈であった。しかし被告が契約を履  
行しないため、原告は特定履行の命令を得た。ところが特定履行命令実行前に担保権者が担保権を  
実行して不動産は転売に付される事態となり、しかも転売代金が被担保債権に充たぬため、原告は  
契約代金から転売代金を控除した金額の損害賠償を請求して訴えを提起したものである。ウィルバ  
ーフォース卿(Lord Wilberforce)は、損害賠償額算定の違反時基準は絶対的規則ではないと述べたう  
えで、言う。「売主が特定履行による救済を追求したことが・・・もし理に適った行為であるとする  
ならば、当該救済が(売主の過失によらず)無為に帰した日を以て損害額を算定する基準日と定め  
ることは論理的帰結である。」同卿は更に続けて、この論理はエクウィティーとコモン・ローに共  
通すると付言している。

最後に最新の控訴院判決ブリュッセル銀行事件<sup>9</sup>を見ることとする。

本判決は、6件の異なる高等法院判決につき、共通の争点に関して控訴が為されたため、併合審  
理されたものである。事実関係は複雑で個々に特徴を示しているが、最大公約数的に見ると次のよ  
うに纏めることができる。不動産購入資金を融資する銀行が、不動産鑑定士の鑑定価格を信頼して、  
購入不動産を担保に融資を実行した。その後借主が債務不履行に陥ったため、銀行が抵当権を実行  
したが、折悪しく不動産市況が暴落していたこともあり、鑑定価格を下回る金額を回収するに留ま  
った。そこで銀行は多大の損失を被ったと主張して、鑑定士を相手に契約違反とネグリジェンス不  
法行為を原因とする損害賠償請求訴訟を提起した。

本質的な問題は、不動産価格の下落に起因する損失部分は、契約違反と因果関係があり、損害賠  
償金として求償の対象となり得るか否かであった。しかしこれを別の観点から捉えると、損害賠償  
額算定の基準時を、鑑定を誤った契約違反時とするか、あるいは担保権実行の時即ち誤鑑定を原告  
が最初に知り得たとき<sup>10</sup>とするかの問題でもある。

第一審判決は意見が分かれ、6件中4件が市場価格下落に起因する損害は賠償金額から除外すべ  
きであるとし、2件が下落分の回収を認めた。

控訴院の記録長官トーマス・ビンガム卿(Sir Thomas Bingham M.R.)は法廷意見を代表して、(1)誤っ  
た鑑定がなければ銀行は融資を行わなかったであろう「商談不成立事例」(no-transaction case)<sup>11</sup>であ  
るため融資実行の結果被った純損失を回収できること、(2)市価下落は予見可能であり、しかも「商  
談不成立事例」では借主が債務不履行にならない限り銀行は逃れられないため、市場価格の下落は  
鑑定人の過失と損害発生との間の因果関係を中断する独立参入原因(intervening cause)と見なし得な  
いこと、を理由に、原告の抵当権者は市場価格下落に起因する実損失について損害賠償金を請求でき

るものと判示した。

本判決は損害賠償額の算定を、契約違反時又は不法行為時より後の、原告が当該違反乃至不法行為を最初に知り得た時点を基準として行い、市価の変動を被告の危険負担としたものである。原告には損害軽減義務がないとの判断が背景にあることは勿論である。

---

<sup>1</sup> デニング卿(Lord Denning)は、鑑定人の評価を信頼して購入した家屋が瑕疵補修工事を要するため、その時価が評価額を下回る時、損害賠償額は補修工事費であるか価値の差額であるか争われたフィリップス対ウォード事件(Philips v. Ward [1956] 1 W.L.R. 471, 474)で、「損害賠償額は損害の発生した日、通常は訴訟原因の発生と同日、を基準に算定されるのが英国法の一般原則である。」と言って、損害発生時の価格差を認めた。

<sup>2</sup> 前出6章ラドフォード事件でオリヴァー判事は、「損害を軽減するために、原告が契約義務の履行に代わる手段を求めると期待できる時期は、如何なる時と考えるのが理に適うかの設問」と言っている。

<sup>3</sup> Wroth v. Tyler [1974] Ch. 30.

<sup>4</sup> 被告の妻が退去を拒み、1967年夫婦居所法(the Matrimonial Homes Act 1967)に基づき、占有権を登録したため、被告は契約の履行不能となった。

<sup>5</sup> 後に副大法官となり、前出6章に論述のティートウ事件を裁判した。

<sup>6</sup> 特定履行の請求訴訟で裁判官が裁量により特定履行に代わる損害賠償金の支払いを命ずることは、ロード・ケアーズ法2条(sec.2 of the Chancery Amendment Act 1858)により認められていた。現在はsec. 50 of the Supreme Court Act 1981 に継承されて高等法院の管轄となっている。

<sup>7</sup> [1977] 1 W.L.R. 1286H

<sup>8</sup> Johnson v. Agnew [1980] A.C. 367

<sup>9</sup> Banque Bruxelles Lambert S.A. v. Eagle Star Insurance Co. Ltd. [1995] Q.B. 375; [1995] 2 W.L.R. 607; [1995] 2 All E.R. 769.

<sup>10</sup> 前出5章に解説したイースト・ハム自治体事件では、損害額は、契約違反時又はその直後の建築費用を参照して算定すべきか、或いは発注者が欠陥を発見し修復工事を行った時の建設費用を基準に算定すべきかが争われ、関与裁判官(Viscount Dilhorne, Lord Cohen, Lord Guest, Lord Upjohn, Lord Pearson)全員一致の意見で後者が妥当であるとされた。

<sup>11</sup> ヘイズ事件(Hayes v. James & Charles Dodd [1990] 2 All E.R. 815, 818-819)でストーン卿(Staughton L.J.)は、専門家の助言に過失がなければ(即ち正当な助言が為されていれば判断を誤ることなく)、売買や融資のような取引が行われなかったであろう事例を「商談不成立事例」(no-transaction case)と呼び、過失が無くとも、売買代価、融資金額等の条件が異なる取引が行われていたであろう「商談成立事例」(successful-transaction case)と区別し、両者には異なる損害算定方法を適用すべきであると判示した。諸先例をこの事例分類により検討すると、それぞれの結論の妥当性が比較的容易に確認できる。

## 9) おわりに

ラックスレイ事件では、瑕疵治癒費用が主たる争点となったため、ダイヤモンド判事が認定した被告の喪失した快適な設備に対する補償としての通常損害金について、当事者の主張が十分に尽くされたとは言い難い<sup>1</sup>。しかしながらマスティル卿(Lord Mustill)は、将来同様の訴訟が起きることを

懸念し、次のような補足意見を述べている。

「回復費用と価格の減価と言う二者択一の損害の評価基準が両極に存在するとの考えは誤りであって、評価基準は唯一つ即ち受約者(promisee)の実際に被った損失のみである。場合によっては、履行の瑕疵を完全に修復する費用以外には損失を公正に評価することが不可能なこともある。また他の場合、特に契約が純粋な商業目的を達成するためであるときは、損失は屢々契約違反によりもたらされた金銭的損害(monetary detriment)のみから成るであろう。しかし救済はこれが全てではない。法は、受約者にとっての約束の価値が完全履行によりもたらされる受約者の金銭的地位の向上を超える事態に、備えなければならない。講学上屢々、消費者余剰(consumer surplus)とも呼ばれるこの超過部分は、個人的、主観的、非金銭的利得であるため金銭で正確に評価することは通常できない。しかしながら、斯かる超過部分が存在する以上、法はこれを認め、不履行により剥奪されることがあれば補償しなければならない。・・・約束の履行に対する発注者の個人的期待を、通常の人が常識的と考える基準に置き換える権能は、受注者にも法廷にもない。」

本判決が意味するところは極めて大きい。

前出2章に挙げたシーレイス海運事件を例に採れば、予備プロペラの非装備が一般化していても、それがために買船主の個人的選好を無視して良い謂れはなくなるからである。予備プロペラの新造価格とスクラップ価格の中間値が模索されて然るべきであろう。同様なことは4章のチャンネル・アイランド・フェリー事件についても言える。フィリップス判事の差戻しを受けた仲裁人がどのような裁定を下したかは知る由もない<sup>2</sup>が、メタロック修繕に対する信頼感は主観的なものであろうから、名目的損害金のみで好しとは必ずしもならないであろう。

ところで希しくも本判決がブリッジ卿(Lord Bridge of Harwich)の退官判決となった。筆者は嘗てデニング卿(Lord Denning M.R.)の退官判決フィニー・ロック種子会社事件(George Mitchell (Chesterhall) Ltd. v. Finney Lock Seeds Ltd. [1983] Q.B. 284)に言及したことがある<sup>3</sup>。淡々と判例法(case law)を説いて倦むこと無いデニング判決を静なる求道心に譬えれば、コモン・ローは常識と共同歩調をとるべしと喝破し壮んな気概を訴えるブリッジ判決は動の寸言であろう。邦訳が真意の曲解を招くことを疑懼し原文のまま一節を引用する。

“My Lords, since the populist image of the geriatric judge, out of touch with the real world, is now reflected in the statutory presumption of judicial incompetence at the age of 75, this is the last time I shall speak judicially in your Lordships’ House. I am happy that the occasion is one when I can agree with your Lordships still in the prime of judicial life who demonstrate so convincingly that common sense and the common law here go hand in hand.” ([1995] 3 W.L.R. 121E-F)

---

<sup>1</sup> 原告の工事業者は、プールの再設置費用を論難するのみで通常損害金については争わず、被告の発注者は、再設置費用を強調するあまり逆に通常損害金の非を唱えた。

<sup>2</sup> ロンドン仲裁の裁定書は一般に公表されない。

<sup>3</sup> 海事法研究会誌第127号「損失等補償約款と寄与過失について」の中で筆者は次のように記述した。「・・・不思議の国のアリスの一節の引用から始まる、いつもながらの簡明直裁がつ華麗な文体で、免責約款と責任制限約款の歴史的分析和制定法に至る過程を、「契約自由の原則」と「契約の真の解釈」の相克として捉え、炯眼をもって説き明かしている・・・」



初出：海事法研究会誌 131 号（1996 年 4 月 1 日） （社）日本海運集会所

© Copyright 1996-2006 SEIJI ANDO All Rights Reserved